

不法占用物件是正

のぼり旗・看板等の撤去の指導

毎年、「仙台ハーフマラソン」の開催に先立ち、仙台西国道維持出張所ではのぼり旗を始めとした歩道上にある障害物の撤去を指導しました。道路内にのぼり旗や移動式看板を設置して営業するのは違反です。ルールを守って営業している方々が大半を占めますが、一部の商店では歩道内へのぼり旗等を掲げて営業活動を行っております。旗が原因で歩行者が大けがをしたといった事例もあり、大変危険です。皆さんがルールを守る事で快適な町並み・商店街が形成されますので、モラルある道路利用を心がけましょう。

法解説

- ・道路内を私的に利用する事は禁じられています。(道路法第4条)
- ・道路において交通の支障になる事は禁じられています。(道路法第43条)
- ・歩道内の高さ2.5m以内に物を設置する事は禁じられています。(道路構造令第12条)
- ・街路樹、道路標識、道路柵、信号機等に広告物等を設置する事は禁じられています。(仙台市屋外広告物条例第5条)



愛子バイパス四車線拡幅



平成16年3月29日に愛子バイパスの「**斉勝川～国道457号交差点区間**」が4車線の供用となりました。

愛子バイパスは平成2年の一部供用より、部分的に供用を重ね平成5年に全線供用となり、仙台西道路と併せ仙台～山形間を結ぶ主要幹線道路となっております。その交通量は1日6万台となっており、斉勝川より仙台市側にて車線が4車線から2車線と減少している事と、栗生西部地区や錦ヶ丘地区の開発が進んだ事もあり、錦ヶ丘交差点周辺では渋滞が発生しておりました。

今回の4車線化において**渋滞緩和**が期待されます。



お出かけ前に、インターネットの**道路情報・駐車場案内情報・気象情報**をご利用ください。

*ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/sendai>

*iモード <http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/i.html>

人事情報

管理係 管理係長

石川 茂

東北地方整備局
道路計画第二課より

業務内容

- ・道路管理業務全般
- ・開発行為

趣味 ドライブ

係長より一言

宜しくお願いします

